2015年6月改訂版

地盤点検システム　申込の手引き

JAPAN HOME SHIELD

ジャパンホームシールド株式会社

目次

地盤点検システムについて　ページ

●商品内容及び業務の流れ	1	地盤点検システムの流れ	1
	2	申込対象者	1
	3	申込条件等	2
	4	JHSの行なう業務	3
	5	品質適合証の発行	3
	6	申込期間と適合証の対象期間	4
	7-1	地盤点検システム詳細フロー	5～6
	7-2	地盤点検システム詳細フロー （レベル測定・解析検討等、JHSの適合準を満たさない場合）	7
●料金の支払条件及びお支払方法	8	料金の支払条件及びお支払方法について	8
●不同沈下した場合	9	不同沈下した場合の賠償責任の限度等	8
	10	不同沈下した場合の手続き	9
	11	免責事由	9
●個人情報の取扱いについて	12	個人情報の取扱いについて	10
●特別対応		地盤調査を実施する場合	11
		地盤調査を行うにあたって	12～14

各種帳票の書き方　15

13 地盤点検システム ＜申込内容確認シート・書類審査申込＞	【物件所有者様用】	16
14 地盤点検システム ＜見積請求書 兼 依頼書＞	【物件所有者様用】	17
15 地盤点検システム ＜書類審査申込書 兼 依頼書＞	【JHS登録事業者様用】	18
16 地盤点検システム ＜適合証(売買用)発行依頼書＞	【共通】	19

帳票　20

17 地盤点検システム ＜申込内容確認シート・書類審査申込＞	【物件所有者様用】	21
18 地盤点検システム ＜見積請求書 兼 依頼書＞	【物件所有者様用】	22
19 地盤点検システム ＜書類審査申込書 兼 依頼書＞	【JHS登録事業者様用】	23
20 地盤点検システム ＜適合証(売買用)発行依頼書＞	【共通】	24

地盤点検システム利用料　25

お問合せ先　26

・ジャパンホームシールド株式会社を、以下「JHS」とします。
・帳票書類および、報告書の仕様・デザイン等は、改訂のため予告なく変更をされることがあります、あらかじめご了承ください。

●商品内容及び業務の流れ

1.地盤点検システムの流れ

地盤点検システムは、書類審査通過後に既存住宅の建物レベル測定等を実施します。
その結果、JHSの基準に適合した場合、申込者に対し適合証を発行します。

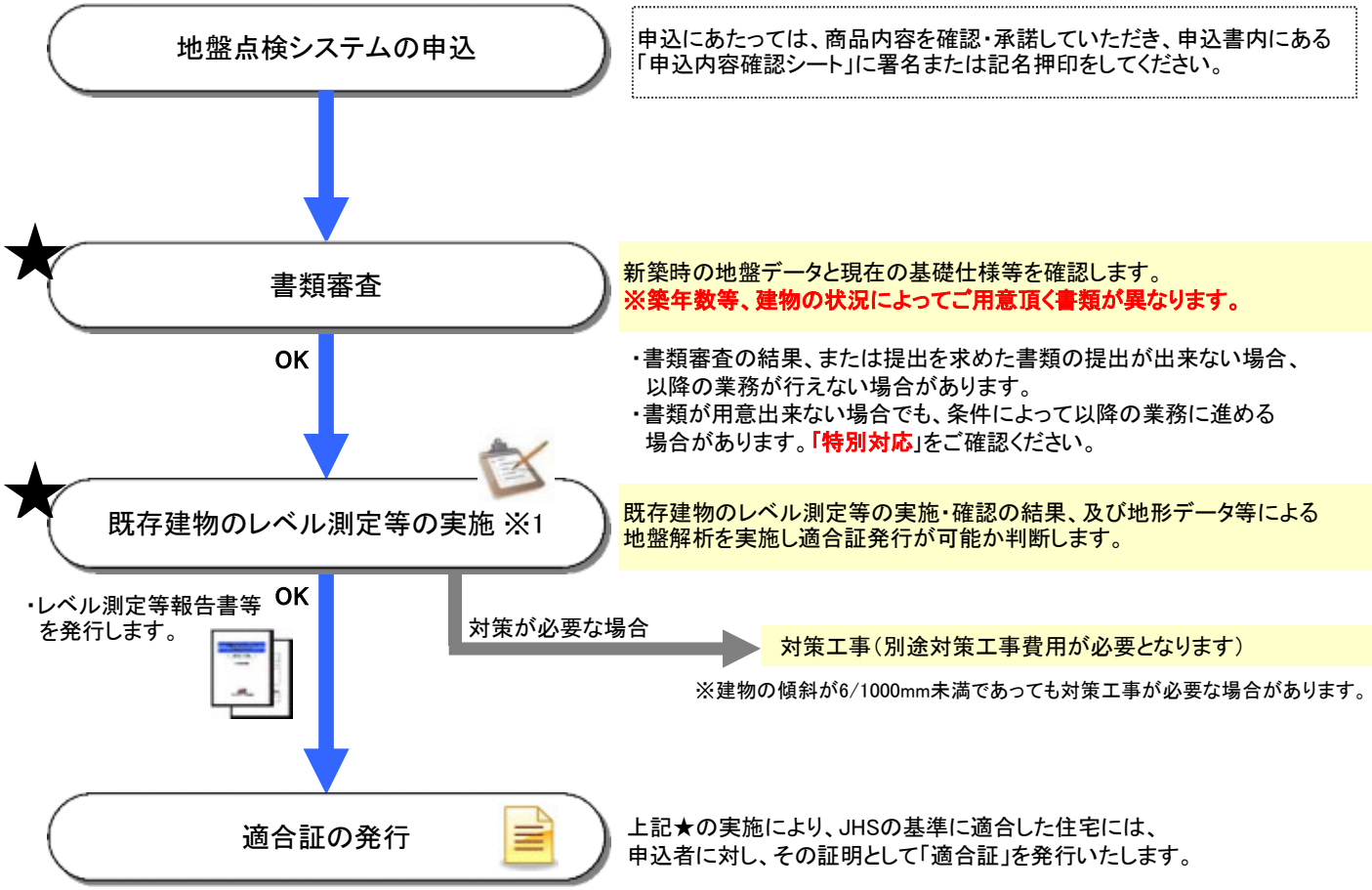

・書類審査は無料です。書類審査通過後の各調査に対して費用が発生します。

＜※1 レベル測定等の実施において、JHSの基準に適合しない場合の確認事項＞

・対策工事を実施する事で、基準に適合する場合があります。
詳細は『7-2. 地盤点検システム詳細フロー（レベル測定等の結果、JHSの基準を満たさない場合）』をご参照下さい。
・基準に適合しない場合においても、料金の返金はありません。

詳細フローはP5～7を参照してください。

2.申込対象者

JHS登録事業者様（建設事業者および宅建業者）または物件所有者様

※本商品は、申込者からJHSへの「建物レベル測定」、「解析」等の業務委託です。
申込者に対して地盤点検システム規程が適用されます。

3.申込条件等

（1）申込条件

申込は、以下の条件を満たしている物件に限ります。

・昭和56年改正以降の耐震基準(以下「新耐震基準」という)を前提とした確認済証が交付された物件、又は新耐震基準の充足を証する書類(写し)が提出できる物件であること。
・用途が3階以下の戸建住宅であり且つ延床面積1,000㎡以下であること。
・築5年未満の場合、新築時に地盤調査が行われており、地盤調査データが提出できること。
　→地盤補強工事が行われている場合、補強工事完了報告書の提出も必須となります。
・以下の「（2）地盤点検システム申込に必要な書類」の提示ができること。
・その他、JHSが求めた書類の提出が出来ること。

（2）地盤点検システム申込に必要な書類

提出いただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。（郵送の場合、コピーをお送りください）

（●：必須　■：物件により異なるもの）

●	①	地盤点検システム申込書（ご記入方法等は、P12以降の各種帳票の書き方をご参照下さい）	
	②	設計図書	
●		ｉ）現場案内図（地図）	
●		配置図	･･･※1
●		各階平面図	
●		基礎に関する次のいずれかの書類	
		ア）基礎伏図及び矩計図（矩計図は断面図でも差し支えない）	
		イ）基礎の断面・配置・鉄筋状況が分かる資料 （平面図及び立面図等へ記載てあるものでも差し支えない）	
■		ⅱ）増改築工事を行っている場合は、その工事内容と範囲が分かる資料	･･･※2
●		ⅲ）その他JHSが指定する設計図書等がある場合はその書類	
■	③	新築時の地盤調査データ(築5年未満の場合は必須)	･･･※3
■	④	新築時の地盤補強工事報告書(築5年未満の場合は必須)	･･･※3
		（後に沈下修正工事がされている場合は、その工事報告書を含む）	･･･※4

※1 各図面は、新築時または増改築時に作成された図面の下部などに名称（配置図等）の記載がされていますのでご確認ください。

※2 増改築を行っている場合は、その内容と範囲が分かる資料を提出してください。

※3 新築建物の引渡時に地盤サポートシステム（地盤保証システム）の申込がある場合、③、④の書類の提出は不要です。JHSの解析品質保証の申込みがなく、かつ書類のご用意が出来ない場合、JHSにて地盤調査等を行う事により以降の業務を行う場合があります。→**「特別対応」を必ずご確認下さい。**

※4 沈下修正工事をJHS以外が行っている場合、申込をお断りする場合があります。

◇ 提出いただいた書類を基に、現場状況の確認をJHSまたはJHSの業務委託先より申込者へ連絡をさせて頂く場合があります。

◇ 申込時に提出いただく書面に記載された、個人情報の取扱いについては「12.個人情報の取扱いについて」をご確認ください。

4.JHS(またはJHS提携委託先)の行う業務

(1) 書類審査

・書類審査とは、地盤点検システムを申込む地盤に建設されている建物の図面と、新築時の地盤状況等を確認するものです。

・書類審査以降の業務の可否を確認するため、不足書類の確認等を行います。JHSが求めた書類が提出できない場合、以降の業務を開始出来ません。

(2) 建物レベル測定

・JHSの定める実施方法に基づき建物のレベル測定等を行います。

・建物のレベル測定は原則JHS提携検査会社が行います。(測定時間 1～3時間)

・レベル測定等は対象建物の建物内の居室にて実施します。建物の水平状況等を確認する作業になりますので、物の移動をお願いする場合があります。

(3) 測定結果確認、地盤解析検討・沈下想定計算、近隣地盤状況等の確認

・現地にて実施したレベル測定の結果を基に現状の傾斜状況を確認し、JHSの定める基準に適合しているか確認を行います。

・傾斜状況から今後の沈下想定計算を行い、提出頂いた地盤調査データや近隣の地盤状況等、複合的に解析業務を行い、適合証が発行出来るか判断します。

(4) 報告書・適合証の作成、発送

・適合の場合、レベル測定等の報告書作成・適合証の作成を行います。

・不適合の場合、レベル測定の報告書作成・今後の対応についてご案内させて頂きます。

(5) その他

・本システムに関するお問い合わせ。

5.適合証の発行

・書類審査、建物レベル測定等の実施、その他解析業務等の結果、JHSの基準に適合した場合申込者様に対し地盤点検システムの適合証を発行します。

・地盤点検システムにおける適合証は、JHSの定める基準に適合していることを示しているものであり、住宅の性能を証明するものではありません。

・適合証の物件名称の変更等を行う事は出来ません。

・申込者様が大切に保管してください。

・適合証の発行については全てのご入金を確認後(JHS登録事業者様は取り決めによる)となります。

6.申込期間と適合証の対象期間

① JHSの定める基準に適合した日から開始【1年・5年・10年】

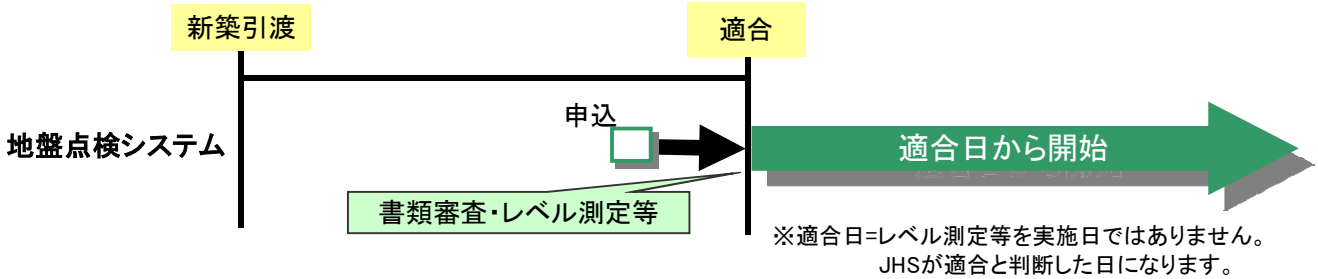

② 売却予定物件

引渡し日(JHSの定める基準に適合した日から1年以内)から【1年・5年・10年】

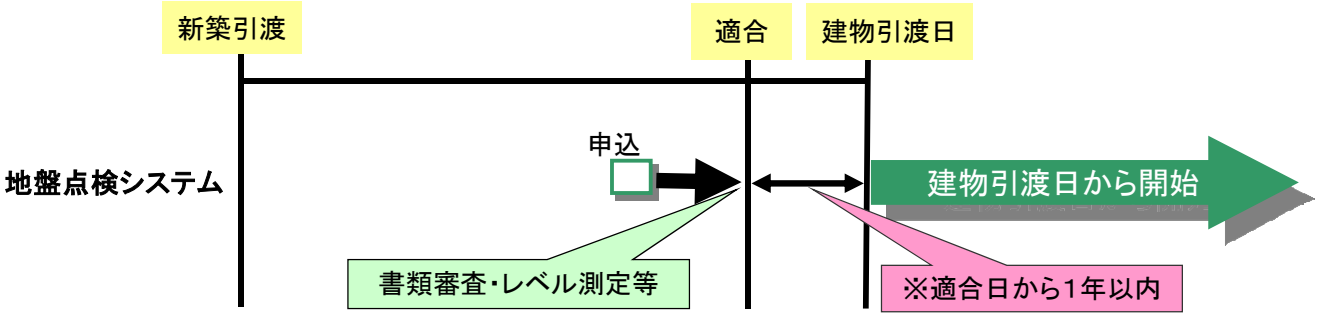

※ 売却による引渡後に適合確認等が完了する場合には、適合した日から開始となります。

※ 適合後、1年以内にお引渡しが決定した場合「適合証発行依頼書」のご提出ください。
「適合証発行依頼書」のご提出の無いものは適合証の発行は出来ません。

※ 適合後、お引渡しが1年を超える場合は、再度検査(有料)が必要となります。

③ 新築時にJHSより品質保証書が発行されている物件

品質保証書に記載されている対象期間の終了日から【1年・5年・10年】

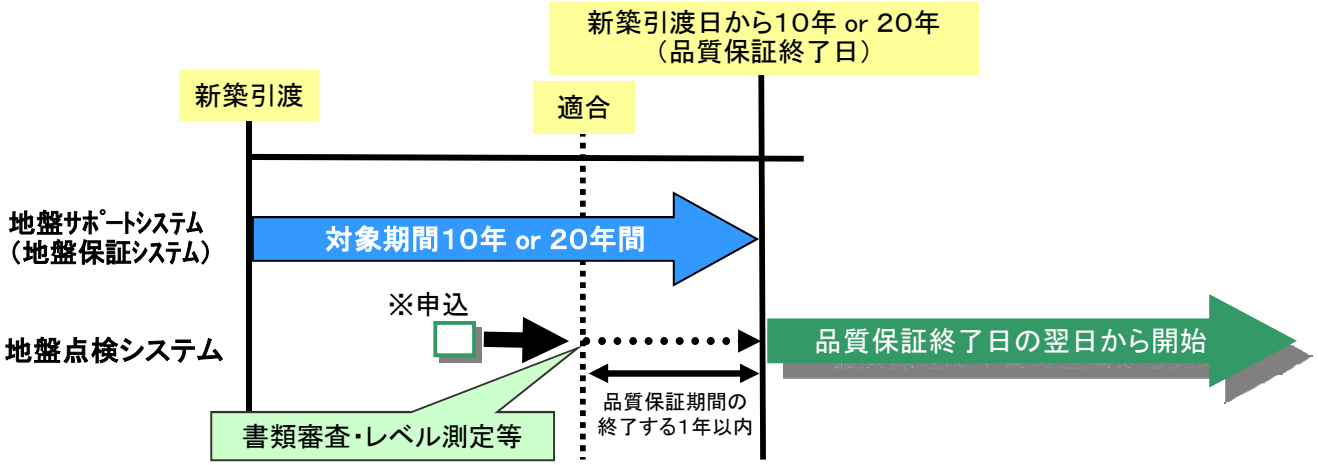

※ 申込は原則、新築建物の引渡日から9年9ヶ月(20年保証の場合は19年9ヶ月)が経過するまでに行ってください。
(JHSの行う業務(書類審査、建物レベル測定、解析業務等)が新築建物の引渡日から品質保証期間内に完了する必要があります)

※ 品質保証終了日から1年前のレベル測定等の実施は受付出来ません。

7-1. 地盤点検システム詳細フロー

地盤点検システムの申込の流れを説明します。
申込者が登録事業者様の場合と物件所有者様の場合で異なる箇所がありますので、ご注意ください。

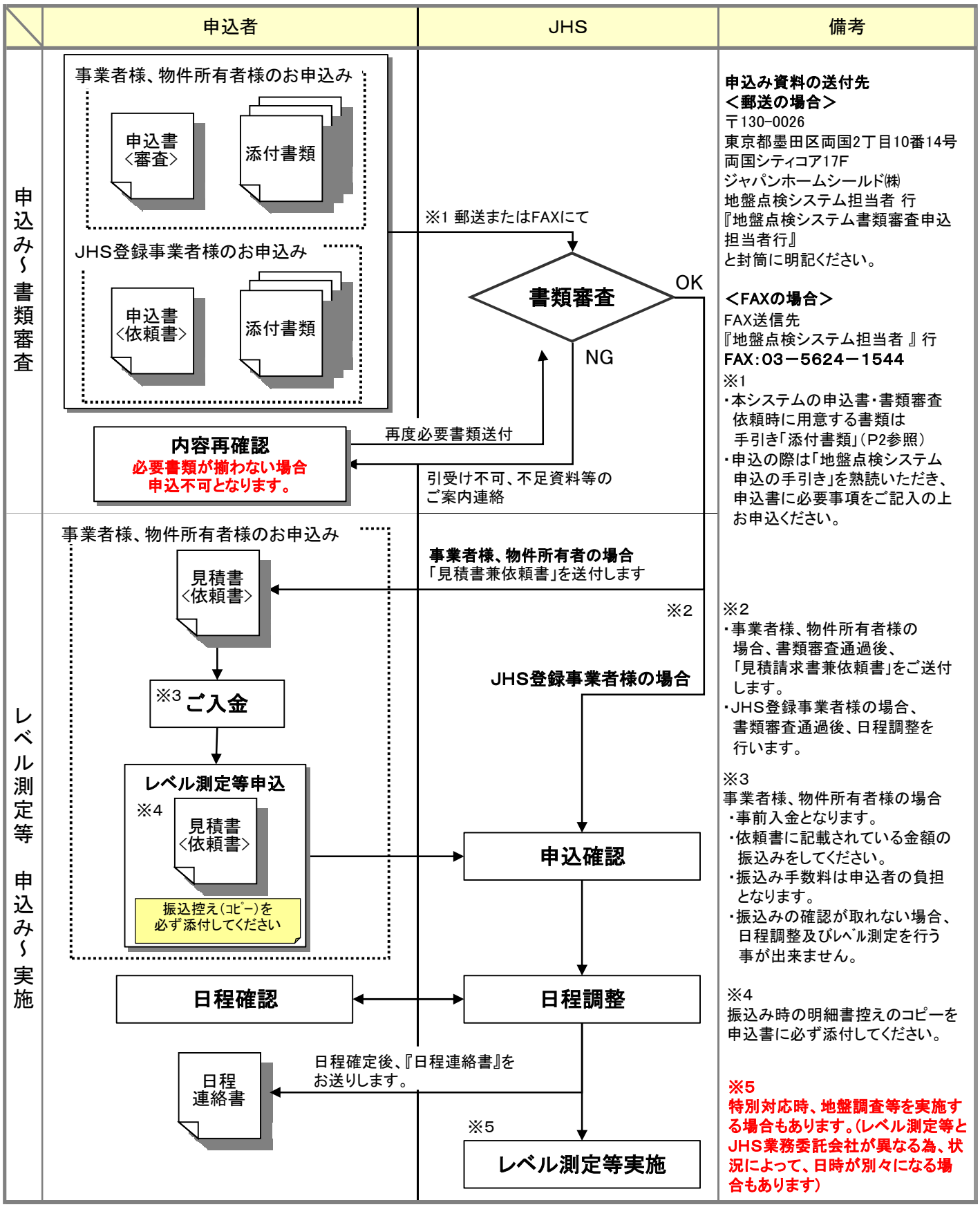

次頁へ続きます

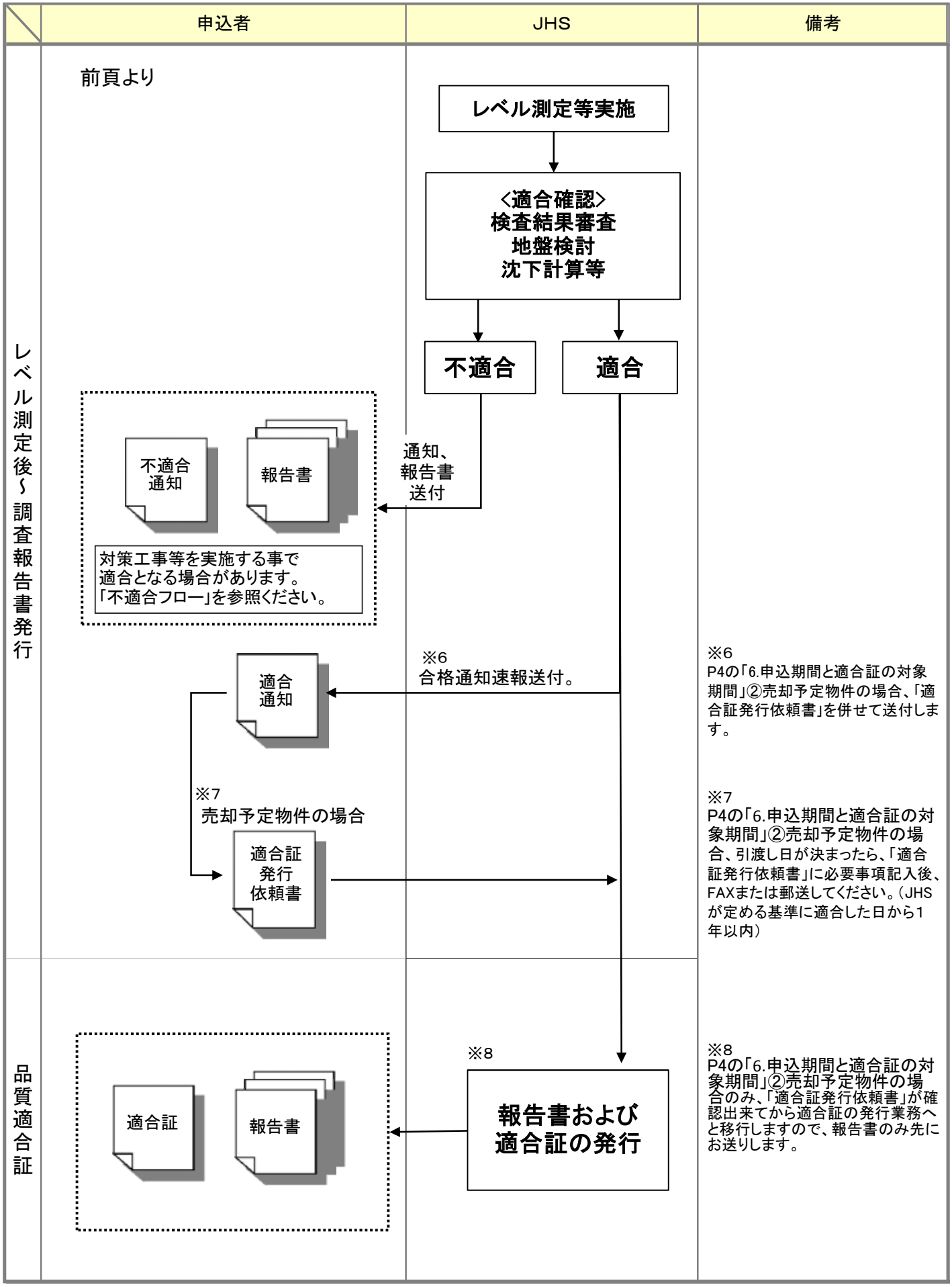
申込者
JHS
備考
レベル測定後～調査報告書発行
前頁より
レベル測定等実施
〈適合確認〉
検査結果審査
地盤検討
沈下計算等
不適合
適合
不適合
通知
報告書
通知、
報告書
送付
対策工事等を実施する事で
適合となる場合があります。
「不適合フロー」を参照ください。
※6
合格通知速報送付。
適合
通知
※7
売却予定物件の場合
適合証
発行
依頼書
※6
P4の「6.申込期間と適合証の対象期間」②売却予定物件の場合、「適合証発行依頼書」を併せて送付します。
※7
P4の「6.申込期間と適合証の対象期間」②売却予定物件の場合、引渡し日が決まったら、「適合証発行依頼書」に必要事項記入後、FAXまたは郵送してください。（JHSが定める基準に適合した日から1年以内）
品質適合証
適合証
報告書
※8
報告書および
適合証の発行
※8
P4の「6.申込期間と適合証の対象期間」②売却予定物件の場合のみ、「適合証発行依頼書」が確認出来てから適合証の発行業務へと移行しますので、報告書のみ先にお送りします。

7-2. 地盤点検システム不適合フロー（レベル測定等の結果、JHSの基準を満たさない場合）

レベル測定等の結果、JHSの基準を満たさない場合、適合証の発行をする事が出来ません。
ただし、以下のフローにそって対策工事を行い、JHSの基準を満たす場合、適合証の発行をいたします。

JHSの基準を満たさない事由とその場合の適合証発行条件

※対策工事に係る費用は有償となりますのでご確認ください。

JHSの品質基準を満たさない事由		適合証発行条件
レベル測定検討、地盤解析検討	対策工事が必要と判断した場合	①:JHSによる地盤調査ﾃﾞｰﾀ解析・工事仕様・完了確認等の実施
		②:JHS提携業者による地盤調査・対策工事・レベル測定等の実施
		③:上記①、②によりJHSの定める基準に適合すること

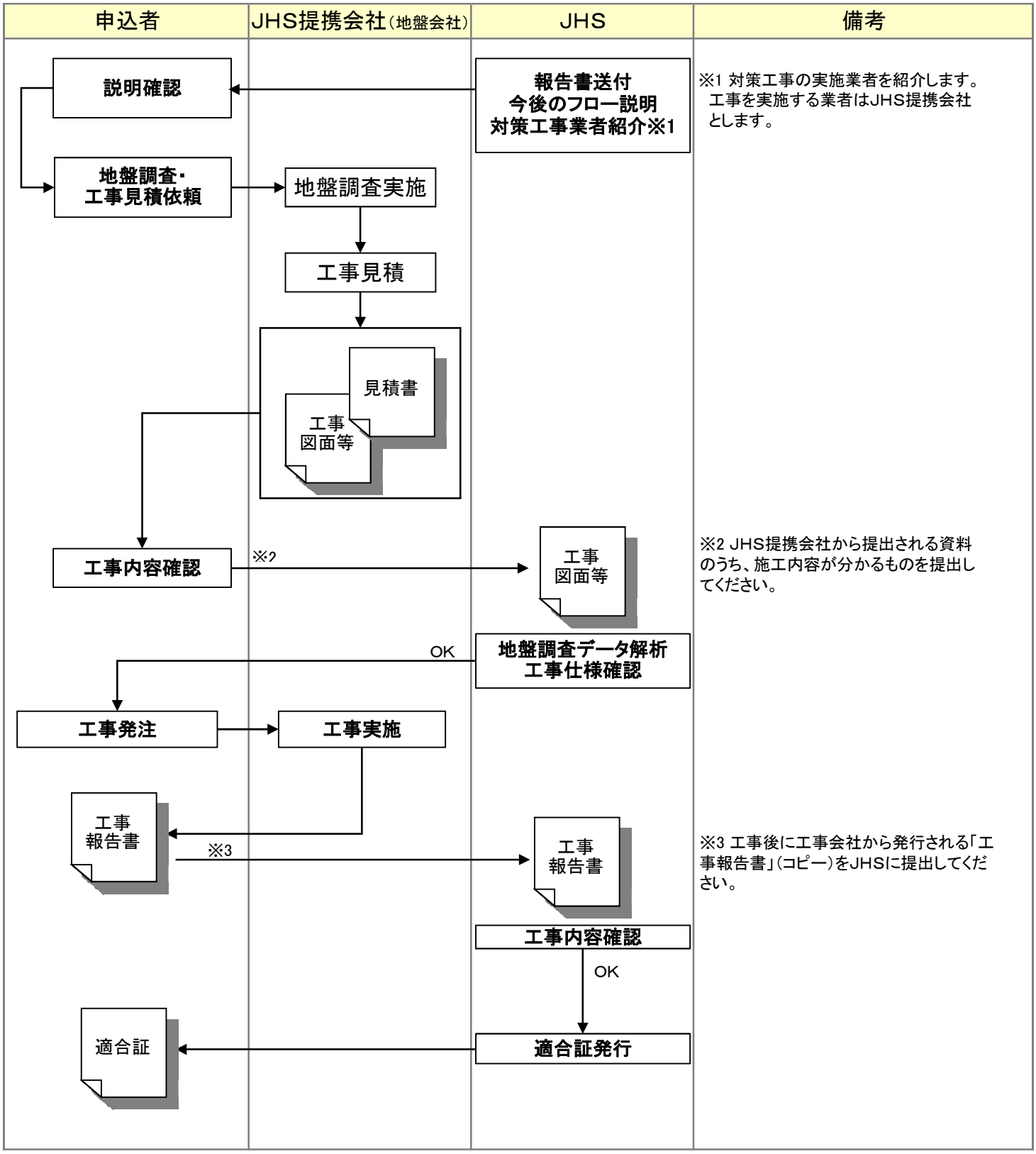

●料金の支払条件及びお支払方法

8.料金の支払条件及びお支払方法について

申込者が「事業者様」の場合（JHS登録事業者様の場合）

・JHS事業者登録をされた際に取決める支払方法に準じます。

・業務の実施毎に請求をいたします。

申込者が「物件所有者様等」の場合（JHS登録事業者様でない場合）

申込者である物件所有者様(もしくは事業者様)から各業務毎に事前に入金していただく必要があります。

申込書に記載してある振込先へ振込みを行ってください。振込手数料は申込者の負担となります。

＜入金を確認後、書類審査以降の地盤点検システムに係る業務が開始されます＞

＜ご注意＞

① 以下の場合でも料金の返金はありません。

レベル調査等の結果によりJHSの定める基準に適合しなかった場合

② 以下の場合、本システム料金と別に費用を請求いたします。

・業務を行う際に当日中に終了しなかった場合
例：室内に物があり、レベル測定に支障が発生し測定結果の確認が行えなかった場合。

・当日、もしくは前営業日の16時以降に日程の変更やキャンセルの申し出があった場合。

●不同沈下した場合

9.不同沈下した場合の賠償責任の限度等

適合証が発行された物件が期間内不同沈下した場合、以下を限度として損害または費用を賠償します。ただし、社会通念上妥当な費用に限ります。

損害賠償責任の限度

不同沈下に起因した建物を現状回復させる為に必要な工事、及び建設地部分の地盤の補修費用の合計は1事故あたり5,000万円を限度とします。

損害賠償をする内容

地盤点検システムの申込時の設計、仕様、材料等に従ってその現状と同程度に回復する為の補修工事費の合計に95%を乗じたものとします。

※ 申込者が本システムの申込時を上回る材料、品質による修補、付帯工事等を希望された場合には、それらにかかる費用の内、通常修理に要する費用を上回った場合はその工事費を負担しません。

10. 不同沈下した場合の手続き(事故の通知)

適合証が発行された物件の事故を発見した場合は、本システムの申込者が、物件番号、氏名、連絡先(電話番号等)、事故の内容等を明記した書面により、速やかにJHSに通知するものとします。

※本商品は、申込者からJHSへの「建物レベル測定・その他解析業務」等の業務委託です。
　申込者に対して地盤点検システム規程が適用されます。

11. 免責事由

JHSは、次の各号に掲げる場合または次の各号に掲げる損害については、責任を負いません(これらの事由がなければ発生、又は拡大しなかった損害も同様とします。)。

① 当該物件の著しい不適正使用、又は著しく不適切な維持管理(定期的に必要とされる計画修繕を怠った場合は不適切な維持管理がされたものとみなします。)に起因する場合

② 近隣の土木工事、道路工事、重量車両の通行による振動などの影響に起因する場合

③ 責めを負うべき第三者が存在する場合

④ 地震(地震に伴う液状化も含みます。)、噴火、洪水、津波、台風、竜巻、暴風雨、集中豪雨、落雷などの天災、及び火災、爆発、暴動などの不可抗力に起因する場合

⑤ 地滑り、崖崩れ、断層、地割れ、及び敷地の周辺にわたる地盤・地形の変動、沈下、地下水の増減、植物の根等の成長、その他予測できない自然、周辺環境の変化に起因する場合

⑥ JHSへ提出した建物用途・設計(地盤補強工事、及び沈下修正工事の設計を含みます。)・配置計画等と異なることに起因する場合

⑦ 損害に起因して生じた傷害・疾病・死亡・後遺障害

⑧ 損害に起因して生じた当該物件以外の財物の滅失、もしくはき損、又は当該物件その他財物の使用の阻害

⑨ 建物の設計・施工方法もしくは資材等の瑕疵等のJHS以外のものの責に帰すべき場合

⑩ JHSが定める品質基準に適合した日以降にJHSが承認していない施工による増築、改築、補修工事(沈下修正工事を含みます。)、又は擁壁等を含む外構工作物工事等が実施されたことに起因する場合

⑪ JHSが本システムの申込後に行う検査当時の技術水準では予測できない原因による場合

⑫ 契約により加重された損害

⑬ 放置、遺棄した機械、装置、資材に起因する場合、及び当該物件の建設地部分以外の地盤にかかる損害

⑭ 通常想定されうる住宅の自然劣化による損害(建物の構造に係る基礎の強度の低下等も含みます。)

⑮ 当該物件を譲渡した場合(ただし、申込時において本物件が売却予定の物件であることがJHSに示されている場合における、予定されていた売却を除きます。)

⑯ 当該物件の3m以上離れている2点の間を結ぶ直辺の水平面に対する勾配角が、解析時における最大勾配角が1,000分の2より小さい場合は、勾配角1,000分の5未満の傾斜。勾配角が1,000分の2より大きく1,000分の6より小さい場合は、建物レベル測定時より+1,000分の3未満の傾斜。

⑰ 建物レベル測定時、又は地盤解析時等において、対象建物(基礎を含みます。)、又は対象地盤について、補修が必要であることを物件所有者、又は申込者が認識していたにもかかわらず、必要な補修を行わなかった事に起因する損害

12.個人情報の取扱いについて

「地盤点検システム」の申込み手続きの際に記載いただく個人情報について、以下の通り取扱い、また、その保護に努めますのでご了解いただきますようお願いいたします。
なお、個人情報の取扱いに関する詳細については、JHSホームページ内「個人情報保護に関する基本方針」をご覧ください。

個人情報の利用目的

JHSの個人情報の利用目的は以下のとおりです。

① JHSが発行する各種の調査報告書、品質適合証等において物件を特定し、各種書類を発行するため

② JHSが受注した各種の調査結果に基づき、対策工事等を必要とする物件に関するご提案、案内をするため

③ 損害賠償に係る保険契約のため

④ 損害賠償請求に係る調査、支払のため

⑤ お客様からの要望により、当社で過去に調査した近隣の各種の調査データ及び調査結果等をもとに個人が特定できない形式に加工して提供するため

⑥ JHSサービスに関して、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成するため

⑦ お客様から請求されたサービスに関連する資料をお届けするため

⑧ お客様から寄せられたご意見、ご要望にお応えするため

個人情報の第三者提供について

JHSは次の場合を除いて、個人情報を第三者に提供することはありません。

① あらかじめ、ご本人が同意されている場合

② 個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、共同利用、業務委託を行う場合

個人情報の委託について

JHSは、利用目的の達成の範囲内において、業務委託先（建物レベル測定等）に個人情報を委託することがあります。ただし、利用目的の範囲を越え、個人情報を使用させることはありません。

開示対象個人情報の開示等について

ご本人からの求めにより、JHSが保有する開示対象個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加または削除・利用の停止・消去および第三者への提供の停止に応じます。

個人情報提供の任意性

個人情報をJHSに提供されるか否かは任意ですが、ご提供いただけない場合、正常なサービスをご提供できない場合がございます。

本人が容易に認識できない方法による個人情報の取得

クッキー、ウェブ・ビーコン等を使用して本人が容易に認識できない個人情報を取得することはありません。

登録事業者様へ個人情報ご提供に関するお願い

JHSにご提供いただくお施主様等の個人情報は、個人情報保護に関する法律および各種ガイドラインに基づき、適切な手段で取得されたものであることを保証いただけるようお願いいたします。

個人情報保護管理責任者 ： JHS人事総務課長

●特別対応

地盤調査時を実施する場合

（1）書類審査

・必要書類のご提出が出来ない場合、JHS(及びJHS提携会社)にて地盤調査を実施・解析業務を行い、レベル測定等と複合的に基準に適合しているか確認させて頂き、地盤点検システムの適合証を発行する場合があります。

・その他資料のご提出を求める場合があります。(現地写真など)

（2）地盤調査時の諸条件

・地盤調査を実施する際、次頁以降の【地盤調査を行うにあたって】をご確認ください。

・建物周りにて実施するため、状況によっては申込みをお断りさせていただく場合があります。

・原則、スウェーデン式サウンディング方式(以下、「SWS調査」という)の地盤調査を行います。

・SWS調査時、調査時に支障となる場合、敷地内の車の移動や植栽等の移動をお願いさせて頂く場合があります。

・レベル測定等の検査同様、お立会いをお願いいたします。

・レベル測定等の検査と異なるJHS提携会社が地盤調査を行いますので、日時が異なる場合があります。

（4）料金の支払条件及びお支払方法について

・地盤点検システム申込の手引き【8. 料金の支払条件及びお支払方法について】をご確認下さい。

（5）その他

・上記(1)～(4)をご確認・ご了承頂いた上で地盤調査の実施となります。

地盤調査時を行うにあたって

（1）機材・スペースについて

2m×1m(おおよそ畳1枚分)

スペースの確保が必要となります。

搬入条件として、搬入経路の幅が
80cm～100cm程度

必要となりますが、搬入経路に物置や
室外機などが設置されていると
調査が難しい場合があります。

自動式の場合、発電機を使用しますので
多少の音が発生します。

調査後には直径約 3cm 程度の
穿孔(穴)が残ります。

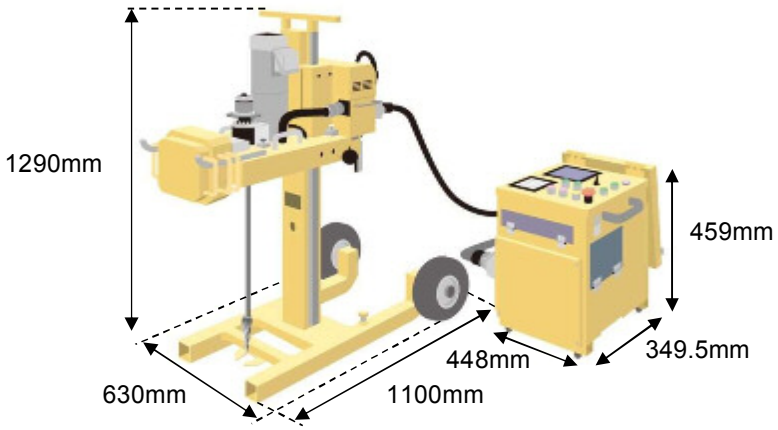

※部分ごとにバラして搬入も可能。

地盤調査作業風景

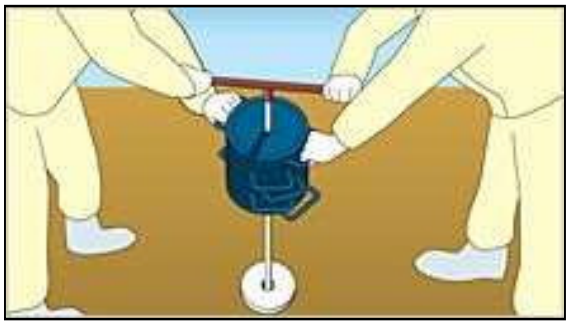

手回しによる手動の地盤調査もあります。
作業スペースとしてはあまり変わりませんが
手回しを用いる場合もあります。

（2）搬入の難しい例

左図は高低差(擁壁)があり、フェンスも設置されており、機材搬入が困難です。機械式、手回し共に重量があるため、階段の傾斜がきつい場合やフェンスなどに覆われている場合、敷地内に搬入が出来ず、調査が行えない場合も有ります。

このような状況は地盤調査が行えない場合があります。

右図は、敷地内に建物がギリギリまで建築されており、調査機械の設置が出来ません。機械式、手回しともに設置できるスペースの確保が出来ず調査が行えません。

（3）調査可否参考図面

①は人が一人通れる状況で
機材の設置が出来ません。
（寸法=600mm程度）

②は機械の設置は出来そう
ですが、埋設管状況等により
調査が行えない場合もあります。
（寸法=900～1,000mm程度）

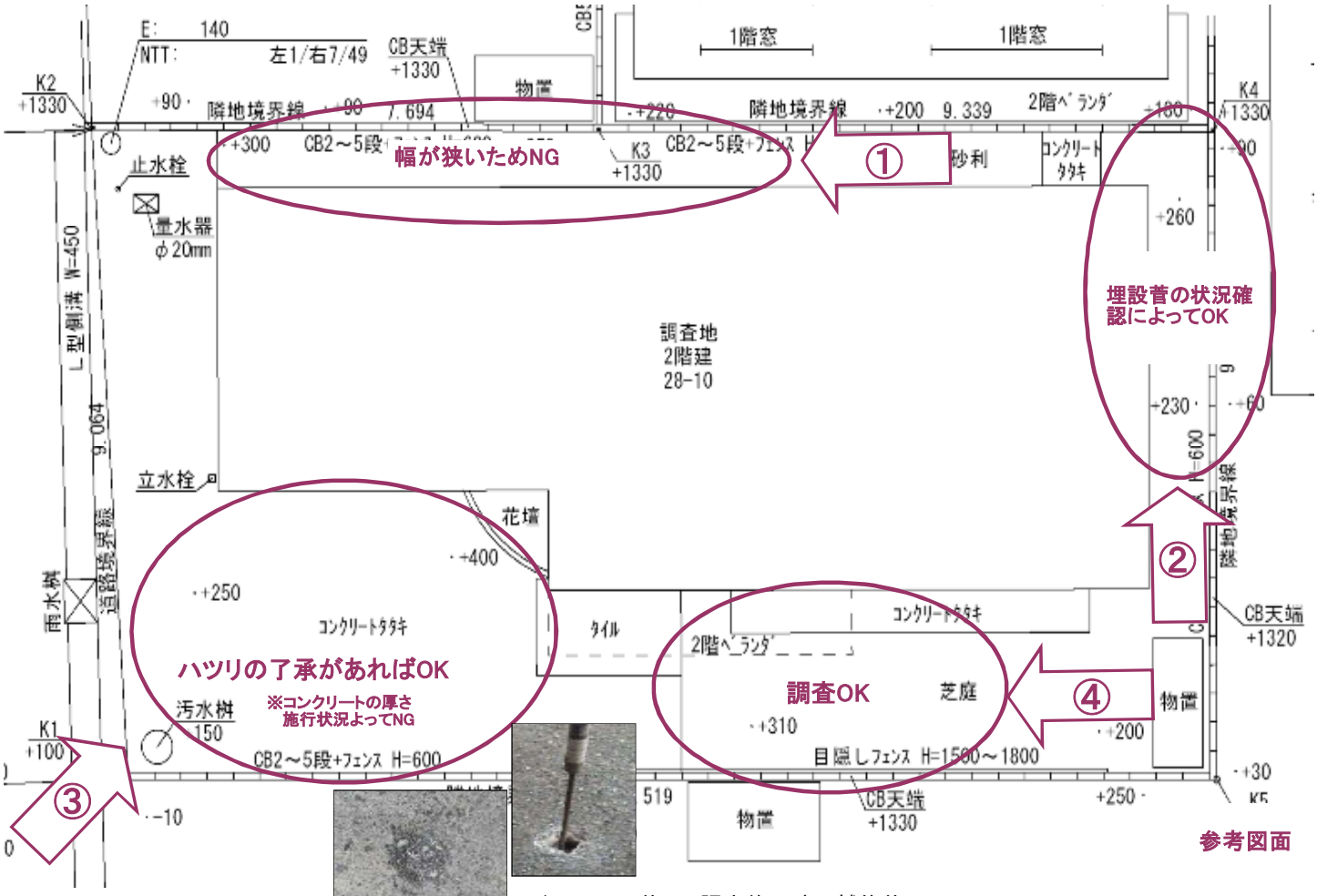

←↑ハツリの状況、調査終了時の補修状況

③の駐車場部分は設置スペースは問題ありませんが、土間コンクリートがあるのでハツリが必要となります。
※10cm以上の厚みがある場合はハツリきれずポイントが取れない場合が有ります。

④は設置、調査条件ともに問題ありません。

（4）調査が難しい現場

高 低 差 編

高低差(擁壁)があり、フェンスも設置されているため、機材搬入が困難です。階段の傾斜がきつい場合や敷地全体が高いフェンスなどに覆われている場合、敷地内に機材が搬入が出来ず、調査が行えない場合も有ります。

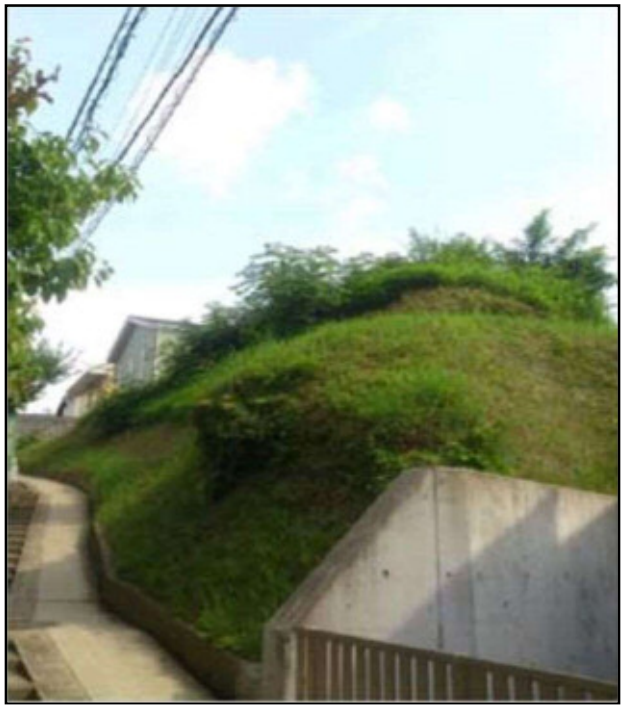

敷地全対が傾斜地(のり面)になっているため、機材搬入及び敷地内への機材設置が難しい状況の現場です。

雑 草 ・ 植 栽 編

敷地全体に雑草が生い茂っているため、地盤調査の機材設置が出来ない現場になります。膝丈以上ある現場は調査が行えない場合があります。

既存建物は有りませんが敷地内に植栽があるため、地盤調査の機材設置が難しい現場です。このような植栽がある場合、指定のポイントでの調査が困難です。

各種帳票の書き方

記入方法①.地盤点検システム ＜申込内容確認シート・書類審査申込＞

記入例

物件所有所有者様、もしくはJHSの登録事業者でない事業者様

（FAX送信先）
ジャパンホームシールド㈱ 行　　FAX 03－5624－1544　　JJTK

地 盤 点 検 シ ス テ ム 申 込 書

申込日	20 15 年 1 月 23 日	JHS使用欄：物件番号	

申込内容確認シート

申込者様用（個人の申込者様・JHSの登録事業者でない事業者様）

この「申込確認シート」は申込者が「地盤点検システム」（以下 本システムという）内容のうち
重要な項目についてご確認いただくものです。
下記、チェック欄ににてご確認いただき、申込者の署名または記名押印のうえ、ご提出いただけますよう
お願いいたします。チェックのない場合、受領する事が出来ませんので予めご了承下さい。

	確認内容	手引き参照箇所	チェック欄
1	「商品の内容及び業務の流れ」についてご確認いただけましたか	1P	はい ☑
2	「料金の支払条件及び支払方法」についてご確認いただけましたか	8P	はい ☑
3	「不同沈下した場合」についてご確認いただけましたか	8、9P	はい ☑
4	「個人情報の取扱いについて」ご確認いただけましたか	10P	はい ☑

申込者確認欄（署名又は記名押印をお願いいたします。）

上記内容について確認し、申込をします。　20 15 年 1 月 23 日

申込者名　両 国 太 郎　（両国）

＜書類審査申込＞

申込形態	売 却 予 定	あ り ☑	な し □
申込者 住所	（〒 123 － 4567 ） 東京都墨田区両国〇－△－□		
申込者 申込者名	両 国 太 郎 様		
申込者 連絡先	TEL: 03-5624-〇〇〇〇	FAX: 03-5624-△△△△	
	携帯: 090-1234-□□□□		
	E-mail: × × × × × × @ j-shield.co.jp		
	申込みいただいた内容の確認をする為に、上記連絡先にJHSまたはJHS提携会社より連絡をする場合があります。		
現場 住所	（〒 － ）		
現場 物件名称	同 上 様邸		
	申込者が物件所有者様で、現場「住所」「名称」が上記「申込者」と同じ場合は、「同上」と記入してください。		
現状	申込者様居住中 ☑	空 家 □	その他［ ］□
添付書類	現場案内図（地図）☑	配置図 ☑	各階平面図 ☑ 基礎に関する書類 ☑
	新築時地盤調査データ(5年未満 必須) □	補強工事報告書（実施をしている場合、5年未満 必須）□	
商品 期間	適合期間【1年】□	適合期間【5年】□	適合期間【10年】☑
新築時 地盤調査	実 施 ☑	未 実 施 □	不 明 □
新築時 補強工事	実 施 ☑	未 実 施 □	不 明 □
新築時 引渡日	2005 年 3 月 31 日		
新築時 JHS品質保証	発 行 あ り ☑［物件番号: S2004100000 ］	発 行 な し □	不 明 □

その他	
	検査時、お立会いは必須です。
	検査予定日に関しては10日前後の猶予を見てください、日曜・祝祭日は実施しておりません。
	本システムの詳細につきましては、手引きをご確認下さい。
	「書類審査」後受付が完了しましたら、「レベル測定等依頼書」を送付します。

JHS確認欄

ご記入した日付を記入してください。

「地盤点検システム申込みの手引き」を熟読の上、チェック欄の記入して下さい。

「確認内容」のチェック欄を確認・承諾のうえ、お申込ください。

売却の有無を記入して下さい。

申込内容の確認等をする為に、記入いただいた場所ご連絡させていただく場合

申込者様情報と、現場が異なる場合はご記入ください。

現在の対象地の状況、及び書類確認のチェックをして下さい。

ご希望の品質合格期間をチェックして下さい。

対象建物の新築時における地盤調査(補強工事)状況をチェックし、引渡日(築年数)の記載、JHSでの保証書発行状況を記入してください。

※ご記入頂いた文字でJHSのシステム上、表記できない漢字につきましては、調査報告書、品質合格証等の発行物はカナ表記や表示可能な漢字への書き換えをさせていただきます。

記入方法②.地盤点検システム ＜見積請求書 兼 依頼書＞

記入例

物件所有所有者様、もしくはJHSの登録事業者でない事業者様

(FAX送信先) ジャパンホームシールド㈱ 行　FAX 03－5624－1544　JJTK

申込者様用(個人の申込者様・JHSの登録事業者でない事業者様)

・地盤点検システムの＜書類審査＞が完了しました。
・「レベル測定」の申込は、以下の見積及び請求欄を確認・承諾のうえ、事前入金が必要となります。
・入金が完了しましたら、必要事項の記入及び「振込み明細」(コピー)を貼付のうえ、JHSへFAXまたは郵送してください。
・本申込書の到着及び入金確認後申込者へご連絡いたします。
・JHSの品質基準に合格しない場合でも料金の返金はありません。

お見積金額	レベル測定・確認費用、地盤解析検討費用	00,000	円(税込)
ご請求金額	レベル測定・確認費用、地盤解析検討費用	00,000	円(税込)

記載されている金額を確認の上、申込みください。

地盤点検システム「レベル測定等」 見積請求書 兼 依頼書

申込日	2015 年 1 月 23 日

ご記入した日付を記入してください。

申込者	住所		
	申込者名	様	物件番号
	連絡先	TEL	
		E-ma	
現場	住所		
	名称	様邸	

申込者及び、現場の項目につきましては、書類審査申込み時にいただいた情報をJHSにて記載したものを送付いたします。

JHSにて記載いたします。

希望日								
第1希望	2015	年	2	月	3	日	(AM : PM どちらでも可能)
第2希望	2015	年	2	月	7	日	(AM : PM どちらでも可能)
第3希望	2015	年	2	月	9	日	(AM : PM どちらでも可能)

※測定予定日に関しては10日前後の猶予を見てください、お立会い必須です。 日曜・祝祭日は行っておりません。

敷地及び建物内にての調査になりますので、立会いを必須とさせていただきます。ご都合の宜しい日をご記載下さい。

振り込み明細 添付箇所(のりしろ)

＜地盤点検システムのお支払について＞
申込の際に事前の入金が必要となります。以下の振込口座へ上記「ご請求金額」の振込みを行ってください。

■ 振込口座

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号
三菱東京UFJ銀行	千代田支店	普通	6177777
口座名義	ジャパンホームシールド㈱	口座名義カナ	ｼﾞｬﾊﾟﾝﾎｰﾑｼｰﾙﾄﾞ(ｶ

振込み明細添付欄
※ネットバンキングの場合は、明細の写しを同送して下さい。
※振込み明細書をもって領収書と代えさせていただきます。

【注意事項】
※振込み手数料は、お振込者様のご負担となります。
※ご入金(振込み)確認後のレベル測定等の実施となります。
※「お申込者様名」と同じ名前・電話番号にてご入金をお願い致します。

事前入金となりますので、JHSからのご請求金額を確認の上で記載の口座に振込をお願いします。
振込後、明細書(コピー)を添付の上で申込みください。

JAPAN HOME SHIELD
ジャパンホームシールド株式会社
〒130-0026 東京都墨田区両国2-10-14 ﾄﾘﾄﾝ
TEL 03-5624-1554 FAX 03-5624-1544
カスタマーサービス部 住宅検査課宛

JHS確認欄

※ご記入頂いた文字でJHSのシステム上、表記できない漢字につきましては、調査報告書、品質合格証等の発行物はカナ表記や表示可能な漢字への書き換えをさせていただきます。

記入方法③.地盤点検システム ＜書類審査申込書 兼 依頼書＞

記入例

※JHS登録事業者様

（FAX送信先）ジャパンホームシールド㈱ 行　FAX 03－5624－1544　JJTK

地盤点検システム 申込書

JHS事業者様用

申込日	20 15 年 1 月 23 日	物件番号	

申込内容確認項目は、申込者様が「地盤点検システム」(以下 本システムという) 内容のうち、重要な項目についてご確認いただくものです。下記、チェック欄にてご確認いただき、申込者の署名または記名押印のうえ、ご提出頂けますようお願いいたします。チェックのない場合、受領する事が出来ませんので予めご了承下さい。

	申込内容確認項目	手引き参照箇所	チェック欄
1	「商品の内容及び業務の流れ」についてご確認いただけましたか	1P	はい ☑
2	「不同沈下した場合」についてご確認いただけましたか	8、9P	はい ☑
3	「個人情報の取扱い」について」ご確認いただけましたか	10P	はい ☑

申込者確認欄（署名又は記名押印をお願いいたします。）

上記内容について確認し、申込をします。　20 15 年 1 月 23 日

申込者名　両国 太郎　（両国）

申込形態	売却予定	あり □	なし ☑

申込者	住所	東京都墨田区両国○－△－□		事業者番号	
	事業者名	○○不動産株式会社		担当者様名	両国 太郎
	連絡先	TEL	03-5624-0000	携帯番号	090-0000-XXXX
		E-mail	××××××@j-shield.co.jp		

申込みいただいた内容の確認をする為に、上記連絡先にJHSまたはJHS提携会社より連絡をする場合があります。

現場	住所	（〒 123 － 4567 ）東京都墨田区両国◆－●－▲
	名称	地盤 花子 様邸
	形態	居住中 ☑　空家 □　その他［　］□

書類	申込書類	現場案内図（地図） ☑	配置図 ☑	各階平面図 ☑	基礎に関する書類 ☑
		建築確認申請済証 ☑（その他、対象建物の築年数が分かるものでも可能）			
		新築時地盤調査データ(築5年未満 必須) □	補強工事報告書（実施している場合、築5年未満 必須） □		

ご用意いただく書類は建物状況により異なります。詳細は、手引き『3.申込条件等』の『(2)本システム申込に必要な書類』を参照下さい。

商品	期間	適合期間【1年】 □	適合期間【5年】 □	適合期間【10年】 ☑

新築時	地盤調査	実施 ☑　未実施 □　不明 □	補強工事	実施 ☑　未実施 □　不明 □	
	引渡日	2005 年 3 月 31 日			
	JHS品質保証	発行あり ☑［物件番号：s2004100000］	発行なし □	不明 □	

希望日	第1希望	2015 年 2 月 7 日	（AM ： PM ： どちらでも可能）		
	第2希望	2015 年 2 月 3 日	（AM ： PM ： どちらでも可能）		
	第3希望	2015 年 2 月 9 日	（AM ： PM ： どちらでも可能）		

その他	検査時、お立会いは必須です。	JHS確認欄
	検査予定日に関しては10日前後の猶予を見てください、日曜・祝祭日は実施しておりません。	
	本システムに関する支払いにつきましては、御社との取り決め条件によります。	
	本システムの詳細につきましては、手引きをご確認下さい。	

「地盤点検システム申込みの手引き」を熟読の上、チェック欄の記入をしてください。

「確認内容」のチェック欄を確認・承諾のうえ、お申込ください。ご担当者様の直筆、もしくは事業者様の社印を押印下さい。

売却の有無を記入してください。

申込内容の確認等をする為に、記入いただいた場所ご連絡させていただく場合があります。

対象地の住所・名称・形態をご記入下さい。

書類確認のチェックをしてください。

ご希望の品質合格期間をチェックして下さい。

対象建物の新築時における地盤調査(補強工事)状況をチェックし、築年数の記載、JHSでの保証書発行状況を記入してください。

敷地及び建物内にての調査になりますので、立会いを必須とさせて頂きます。

※ご記入頂いた文字でJHSのシステム上、表記できない漢字につきましては、調査報告書、品質合格証等の発行物はカナ表記や表示可能な漢字への書き換えをさせていただきます。

記入方法①.地盤点検システム　＜適合証(売買用)発行依頼書＞

記入例

※申込者様 全共通

JJTK

20　年　月　日

地盤点検システム適合証(売却用)発行依頼書

地盤点検システム品質合格証（売買用）の発行を以下により依頼します。

物件番号		※合格証の発行にあたりJHSのシステム上、印字できない一部の漢字については、カナ表示や表示可能な漢字への書き換えをさせていただきます。 例）祐→祐　吉→吉 土→土　崎→崎
申込名称	フリガ	
物件所在地	フリガ	
取得者(買主様) ※連名の場合、全員のお名前をご記載ください。	フリガナ フリガナ	フリガナ フリガナ
お引渡し日	20　年　月　日	
合格証郵送先	〒　－ フリガナ	

申込者及び、現場の項目につきましては、書類審査申込み時にいただいた情報をJHSにて記載したものを送付いたします。

注意事項

■ご依頼に関して

・合格証の発行まで１週間前後かかります。その間にお引越しをお考えの方は、郵送先の記載にご注意下さい。

・お引渡し日が合格保証の開始日となります。

・合格証発行後の保証開始日の変更はできません

■地盤点検システム品質合格証（売買用）発行条件は以下の通りとなります。

・申込者様からの地盤点検システム品質合格証（売買用）発行依頼書を受理し、当該物件が品質基準に適合すると判断できた物件。

・当該物件が、ジャパンホームシールド㈱からの請求金額の全額入金されている事。

■地盤点検システム品質合格証（売買用）の再発行には再発行手数料（¥3,000/税別）が発生します。

【本依頼書に関するお問い合わせ】
〒 130-0026
東京都墨田区両国2－10－14 両国シティコア17F
ジャパンホームシールド株式会社 カスタマーサービス部 住宅検査課
TEL：03－5624－1554

JHS使用欄

合格証番号	
合格証発行日	20　年　月　日
合格期間	1年・5年・10年

検印	担当者印

(JJ-S2014.08)

JHSにて記載いたします。

引渡し後、買主様の情報をご記入ください。

引渡日をご記入ください。

品質合格証の送り先をご記入ください。

品質合格証に関わる注意事項になりますのでご確認ください。

※ご記入頂いた文字でJHSのシステム上、表記できない漢字につきましては、調査報告書、品質合格証等の発行物はカナ表記や表示可能な漢字への書き換えをさせていただきます。

帳 票

地盤点検システム申込書の雛型となります。
複数の物件の申込みをされる場合は、コピーをしてご利用ください。

（FAX送信先）
ジャパンホームシールド㈱　行　　FAX 03－5624－1544

JJTK

地盤点検システム申込書

申込日	20　　年　　月　　日	JHS使用欄：物件番号	

申込内容確認シート

申込者様用（個人の申込者様・JHSの登録事業者でない事業者様）

この「申込確認シート」は申込者が「地盤点検システム」（以下 本システムという）内容のうち
重要な項目についてご確認いただくものです。
下記、チェック欄ににてご確認いただき、申込者の署名または記名押印のうえ、ご提出いただけますよう
お願いいたします。チェックのない場合、受領する事が出来ませんので予めご了承下さい。

	確認内容	手引き参照箇所	チェック欄
1	「商品の内容及び業務の流れ」についてご確認いただけましたか	1P	はい □
2	「料金の支払条件及び支払方法」についてご確認いただけましたか	8P	はい □
3	「不同沈下した場合」についてご確認いただけましたか	8、9P	はい □
4	「個人情報の取扱いについて」ご確認いただけましたか	10P	はい □

申込者確認欄（署名又は記名押印をお願いいたします。）

上記内容について確認し、申込をします。　　20　　年　　月　　日

申込者名　　印

＜書類審査申込＞

申込形態	売却予定	あり □　　なし □

申込者	住所	（〒　　－　　）
	申込者名	様
	連絡先	TEL：　　FAX：
		携帯：
		E-mail：　　@
		申込みいただいた内容の確認をする為に、上記連絡先にJHSまたはJHS提携会社より連絡をする場合があります。

現場	住所	（〒　　－　　）			
	物件名称	様邸			
	申込者が物件所有者様で、現場「住所」「名称」が上記「申込者」と同じ場合は、「同上」と記入してください。				
	現状	申込者様居住中 □　　空家 □　　その他〔　　〕□			
	添付書類	現場案内図（地図）□	配置図 □	各階平面図 □	基礎に関する書類 □
		新築時地盤調査データ(5年未満 必須) □	補強工事報告書（実施をしている場合、5年未満 必須）□		

商品	期間	適合期間【1年】 □	適合期間【5年】 □	適合期間【10年】 □

新築時	地盤調査	実施 □　未実施 □　不明 □	補強工事	実施 □　未実施 □　不明 □
	引渡日	年　　月　　日		
	JHS品質保証	発行あり □〔物件番号：＿＿＿＿＿＿＿〕　発行なし □　不明 □		

		JHS確認欄
その他	検査時、お立会いは必須です。	
	検査予定日に関しては10日前後の猶予を見てください、日曜・祝祭日は実施しておりません。	
	本システムの詳細につきましては、手引きをご確認下さい。	
	「書類審査」後受付が完了しましたら、「レベル測定等依頼書」を送付します。	

（FAX送信先）ジャパンホームシールド㈱　行　　FAX 03－5624－1544

JJTK

申込者様用（個人の申込者様・JHSの登録事業者でない事業者様）

・地盤点検システムの＜書類審査＞が完了しました。
・「レベル測定」の申込は、以下の見積及び請求欄を確認・承諾のうえ、事前入金が必要となります。
・入金が完了しましたら、必要事項の記入及び「振込み明細」（コピー）を貼付のうえ、JHSへFAXまたは郵送してください。
・本申込書の到着及び入金確認後申込者へご連絡いたします。
・JHSの基準に合格しない場合でも料金の返金はありません。

お見積金額	レベル測定・確認費用、地盤解析検討費用	円（税込）
ご請求金額	レベル測定・確認費用、地盤解析検討費用	円（税込）

地盤点検システム「レベル測定等」 見積請求書 兼 依頼書

申込日	年　月　日

申込者	住所			
	申込者名	様	物件番号	
	連絡先	TEL	FAX	
		E-mail	@	
		申込みいただいた内容の確認をする為に、上記連絡先にJHSまたはJHS提携会社より連絡をする場合があります。		

現場	住所	
	名称	様邸

希望日	第1希望	年　月　日　（ AM ： PM ： どちらでも可能 ）
	第2希望	年　月　日　（ AM ： PM ： どちらでも可能 ）
	第3希望	年　月　日　（ AM ： PM ： どちらでも可能 ）

※測定予定日に関しては10日前後の猶予を見てください、お立会い必須です。 日曜・祝祭日は行っておりません。

振り込み明細　添付箇所（のりしろ）

＜(地盤点検システムのお支払について＞
申込の際に事前の入金が必要となります。以下の振込口座へ上記「ご請求金額」の振込みを行ってください。

■ 振込口座

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号
三菱東京UFJ銀行	千代田支店	普通	6177777
口座名義	ジャパンホームシールド㈱	口座名義カナ	ｼﾞｬﾊﾟﾝﾎｰﾑｼｰﾙﾄﾞ(カ

振込み明細添付欄

※ネットバンキングの場合は、明細の写しを同送して下さい。
※振込み明細書をもって領収書と代えさせていただきます。

【注意事項】
※振込み手数料は、お振込者様のご負担となります。
※ご入金（振込み）確認後のレベル測定等の実施となります。
※「お申込者様名」と同じ名前・電話番号にてご入金をお願い致します。

JAPAN HOME SHIELD
ジャパンホームシールド株式会社
〒130-0026　東京都墨田区両国2-10-14 177
TEL 03-5624-1554　FAX 03-5624-1544
カスタマーサービス部 住宅検査課宛

JHS確認欄

JHSkensa2015.0413

（FAX送信先）ジャパンホームシールド㈱ 行　　FAX 03－5624－1544

JJTK

地盤点検システム 申込書

JHS事業者様用

申込日	20　　年　　月　　日	物件番号	

申込内容確認項目は、申込者様が「地盤点検システム」（以下 本システムという）内容のうち、重要な項目についてご確認いただくものです。下記、チェック欄ににてご確認いただき、申込者の署名または記名押印のうえ、ご提出頂けますようお願いいたします。チェックのない場合、受領する事が出来ませんので予めご了承下さい。

	申込内容確認項目	手引き参照箇所	チェック欄
1	「商品の内容及び業務の流れ」についてご確認いただけましたか	1P	はい □
2	「不同沈下した場合」についてご確認いただけましたか	8、9P	はい □
3	「個人情報の取扱いについて」ご確認いただけましたか	10P	はい □

申込者確認欄（署名又は記名押印をお願いいたします。）

上記内容について確認し、申込をします。　　20　　年　　月　　日

申込者名　　印

申込形態	売却予定	あり □	なし □

申込者	住所			事業者番号	
	事業者名			担当者様名	
	連絡先	TEL		携帯番号	
		E-mail	@		
		申込みいただいた内容の確認をする為に、上記連絡先にJHSまたはJHS提携会社より連絡をする場合があります。			

現場	住所	（〒　　－　　）
	名称	様邸
	形態	居住中 □　空家 □　その他〔　　〕□

書類	申込書類	現場案内図（地図）□	配置図 □	各階平面図 □	基礎に関する書類 □
		建築確認申請済証 □（その他、対象建物の築年数が分かるものでも可能）			
		新築時地盤調査ﾃﾞｰﾀ(築5年未満 必須) □	補強工事報告書（実施している場合、築5年未満 必須） □		

ご用意いただく書類は建物状況により異なります。詳細は、手引き『3.申込条件等』の『（2）本システム申込に必要な書類』を参照下さい。

商品	期間	適合期間【1年】 □	適合期間【5年】 □	適合期間【10年】 □

新築時	地盤調査	実施 □　未実施 □　不明 □	補強工事	実施 □　未実施 □　不明 □	
	引渡日	年　　月　　日			
	JHS品質保証	発行あり □〔物件番号:＿＿＿＿＿＿＿＿〕	発行なし □	不明 □	

希望日	第1希望	年　　月　　日　（AM ： PM ： どちらでも可能）
	第2希望	年　　月　　日　（AM ： PM ： どちらでも可能）
	第3希望	年　　月　　日　（AM ： PM ： どちらでも可能）

その他	検査時、お立会いは必須です。	JHS確認欄
	検査予定日に関しては10日前後の猶予を見てください、日曜・祝祭日は実施しておりません。	
	本システムに関する支払いにつきましては、御社との取り決め条件によります。	
	本システムの詳細につきましては、手引きをご確認下さい。	

JHSkensa2015.0413

JJTK

２０　　年　　月　　日

地盤点検システム適合証（売買用）発行依頼書

地盤点検システム適合証の発行を以下により依頼します。

物件番号		※適合証の発行にあたり JHSのシステム上、印字できない一部の漢字については、カナ表示や表示可能な漢字への書き換えをさせていただきます。 例）祐　→ 祐　吉 → 吉 　　土　→ 土　﨑 → 崎
申込時名称	フリガナ 様邸	
物件所在地	フリガナ	
取得者(買主様) ※連名の場合、全員のお名前をご記載ください。	フリガナ 様邸	
	フリガナ 様邸	
お引渡し日	20　　年　　月　　日	
適合証郵送先	〒　　－ フリガナ	

注意事項

■ご依頼に関して

・適合証の発行まで１週間前後かかります。その間にお引越しをお考えの方は、郵送先の記載にご注意下さい。

・お引渡し日が適合の開始日となります。(適合した日から１年以内)

・適合証発行後の開始日の変更はできません

■地盤点検システム適合証（売買用）発行条件は以下の通りとなります。

・申込者様からの地盤点検システム適合証（売買用）発行依頼書を受理し、当該物件が品質基準に適合すると判断できた物件。

・当該物件が、ジャパンホームシールド㈱からの請求金額の全額入金されている事。

■地盤点検システム適合証の再発行には再発行手数料（￥3,000/税別）が発生します。

【本依頼書に関するお問い合わせ】
〒 130-0026
東京都墨田区両国2－10－14 両国シティコア17F
ジャパンホームシールド株式会社　カスタマーサービス部 住宅検査課
TEL：03－5624－1554

ＪＨＳ使用欄

合格証番号	
合格証発行日	２０　　年　　月　　日
合格期間	１年・　５年・　10年

検印	担当者印

お問合せ先

地盤点検システムに関するお問合せ

TEL：03－5624－1554

受付時間：祝祭日、夏季・冬期休暇を除く
月～金 9：00～17：50

FAX：03－5624－1544

ジャパンホームシールド株式会社
〒130-0026
東京都墨田区両国2丁目10番14号両国シティコア17階
カスタマーサービス部　住宅検査課